

公売公告兼見積価額の公告

茂原市公告第 17 号
令和 6 年 4 月 3 日

千葉県茂原市長 田中豊



下記により、差押財産の公売をします。
国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公 売 財 産	別紙「公売財産明細書」のとおり			
公売保証金及び見積価額	公売保証金	500,000 円	見積価額	5,000,000 円
公 売 の 方 法	期間入札			
公売参加申込受付期間	令和6年 4月16日 午後 1時00分 から 令和6年 5月 7日 午後11時00分 まで			
公売保証金提供期限	令和6年 5月10日 午後 5時00分			
入 札 期 間	令和6年 5月14日 午後 1時00分 から 令和6年 5月21日 午後 1時00分 まで			
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上			
最高価申込者決定日時及び場所	日 時	令和6年 5月21日 午後 2時00分	場 所	茂原市役所企画財政部収税課
売却決定日及び場所	日 時	令和6年 6月11日 午前10時00分	場 所	茂原市役所企画財政部収税課
代 金 納 付 期 限	日 時	令和6年 6月11日 午後 2時30分	ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書きその他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く	
買受人についての資格その他の要件	別紙「公売公告別紙 茂原市インターネット公売ガイドライン」のとおり			

その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。 2 買受人の危険負担の移転時期は、買受代金を全額納付したときとなります。 3 落札価格をもって売却決定金額とします。 4 売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 5 「公売物件明細」は茂原市企画財政部収税課で閲覧できます。（令和 6年 6月18日まで） 6 公売への参加には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上での公売参加申込手続と公売保証金の納付が必要となります。
-----	---

配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を茂原市役所企画財政部収税課に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は茂原市役所企画財政部収税課に用意してあります。



公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	茂原5-2	見積価額	5,000,000円
		公売保証金	500,000円
財産の表示	(土地)		
	1 所在地	千葉県茂原市上林字祖台	
	地番	294番2	
	地目	宅地	
	地積	181.81㎡	
	2 所在地	千葉県茂原市上林字祖台	
	地番	294番21	
	地目	宅地	
	地積	66.11㎡	
	(建物)		
	1 所在地	千葉県茂原市上林字祖台 294番地2、294番地21	
	家屋番号	294番2	
	種類	居宅	
	構造	木造かわらぶき2階建	
	床面積	1階 75.77㎡	
		2階 47.20㎡	
		以上登記簿による表示	
所在地	千葉県茂原市上林字祖台294番2、294番21		
最寄駅等	JR外房線「新茂原」駅から南西方へ道路距離で約1km		
公法上の規制	非線引き都市計画区域 第1種住居地域 指定建ぺい率 60% ・ 基準容積率 180% 日影規制 (5-3h)		
接道状況	南側約12.6mが幅員約4.5mの舗装道路(建築基準法42条1項5号。旧赤道と私道の併合による位置指定道路 平成2年1月23日付第24号)に概ね等高に接面。		
供給処理施設	上水道、都市ガス、公共下水道が整備済。		
特記事項	<p>土地は、中間面地。間口約12.6m・奥行約22mで規模247.92㎡の平坦なやや歪んだ略長方形地。</p> <p>現況は、建物の敷地で、その他に物置(動産)3基がある。</p> <p>庭木が生長して枝が隣地へ越境し、隣地境界のブロック塀が劣化しているなど土地の管理状況が劣る。</p> <p>隣接は、いずれも戸建住宅で地域の概ね標準的な環境下にある。</p> <p>また、昭和50年以前から住宅が建っていたと推せられ、土壌汚染の可能性のある用途に使用された可能性は低いと推せられる。なお、土壌汚染調査は、古地図・空中写真等による限られた範囲の調査であり、土壌汚染がないことを補償するものではない。厳密には専門調査機関による別途調査を要する。</p> <p>埋蔵文化財については、包蔵地指定はない。また、地下埋設物については、建物関連以外のものは外観からは確認できない。</p> <p>建物は、平成3年10月10日新築(築後約32年)。部分別使用資材等は、基礎はコンクリート、外壁はサイディングボード、内壁は京壁、ビニールクロス、床は畳、合板、天井は合板、ビニールクロス、設備は便所、浴室、台所であり、間取り・意匠とも一般的なもので、品等は中位の下である。外部は、生長した庭木により全体の確認が出来なかったが目視可能な範囲では目立った傷みは見られなかった。内部は、玄関上がりの木部にシロアリ被害が見られた。ダイニングと廊下の床合板の表面部に小さな剥がれが複数箇所見られた。2階は、トイレのドア開閉が悪かったほか和室の換類と畳がかなり傷んでいた。所有者への聴取では、雨漏りや漏水はないとの回答であった。全体として維持管理状況はやや劣る。建築確認は「平成3年3月5日付 長士第741号」、完了検査は未済である。</p> <p>周囲は、東・西はコンクリートブロック積みの上にフェンスが設置されている。</p> <p>現在、所有者が居住しており、明渡しや残置物(公売対象財産内に存在する動産類及び定着物)の処分は買受人の責任でお願い致します。</p>		

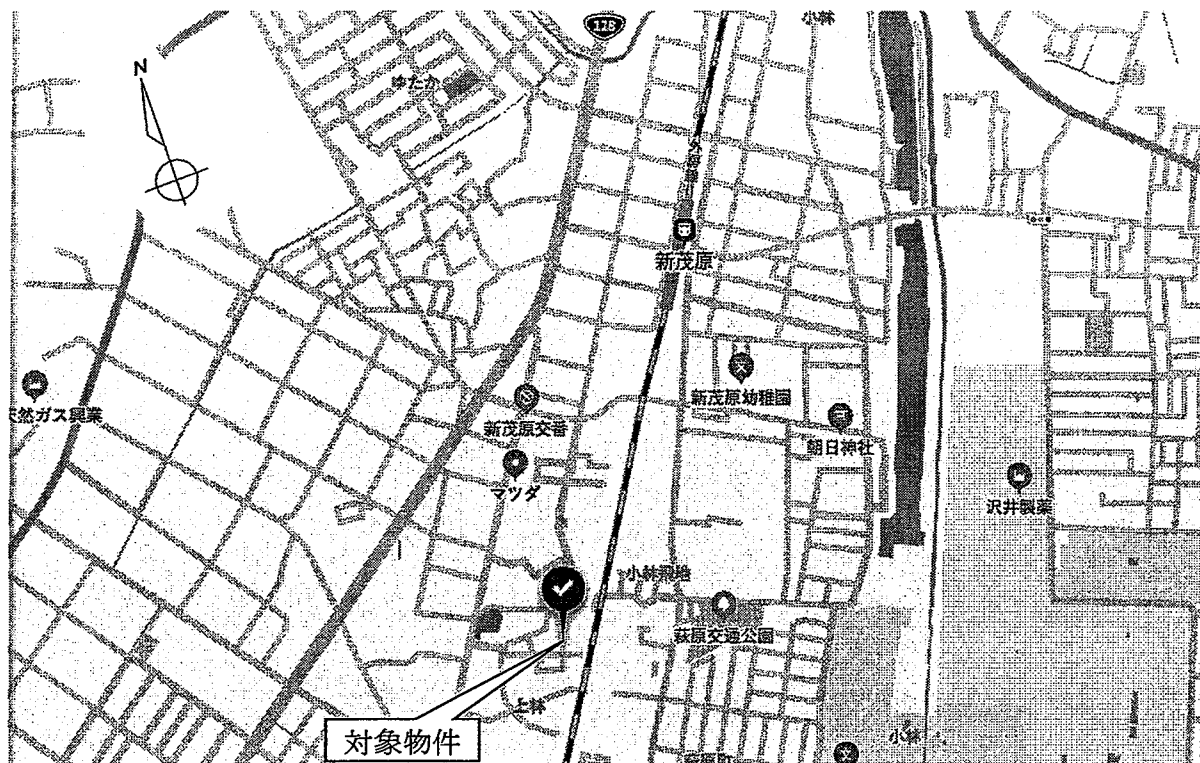
【留意事項】

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください

- ① 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください
- ② 公売財産に隠れた瑕疵があっても、執行機関(茂原市)は、担保責任を負いません
- ③ 執行機関(茂原市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります
- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません

※問い合わせ先 茂原市役所 収税課 TEL 0475-20-1578

【所在図】

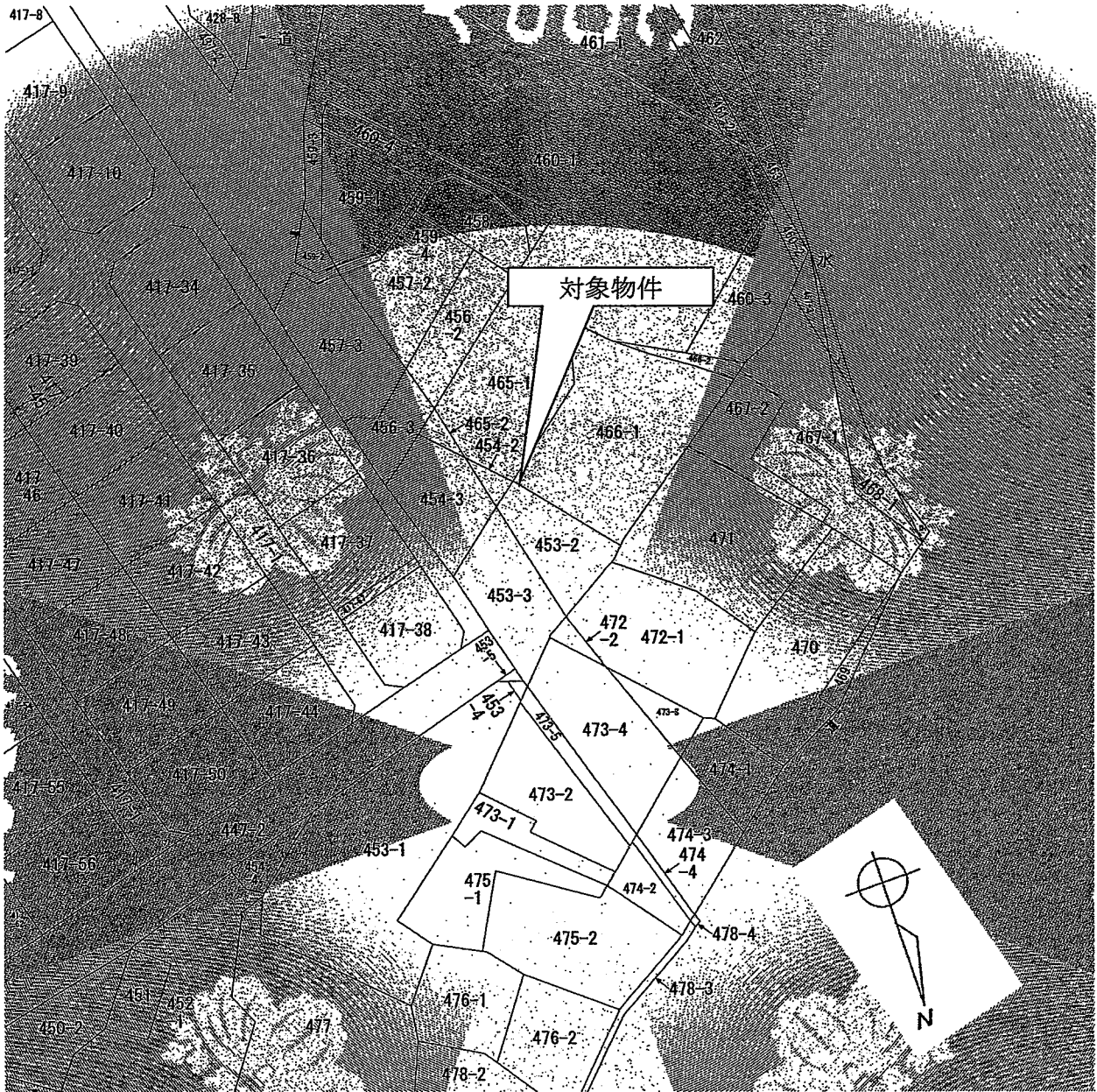


現況と異なる場合は現況が優先します。

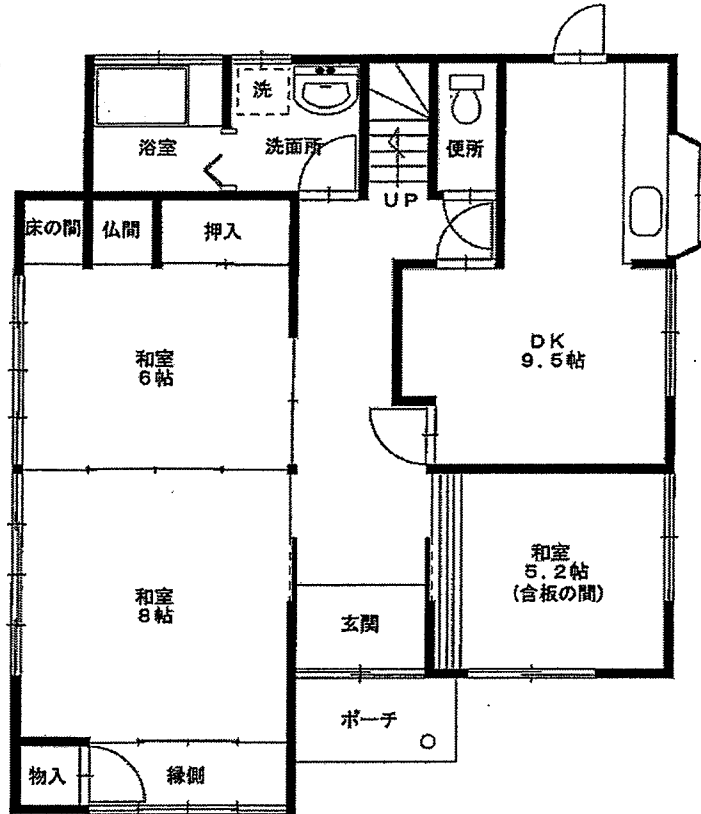
【見取図】



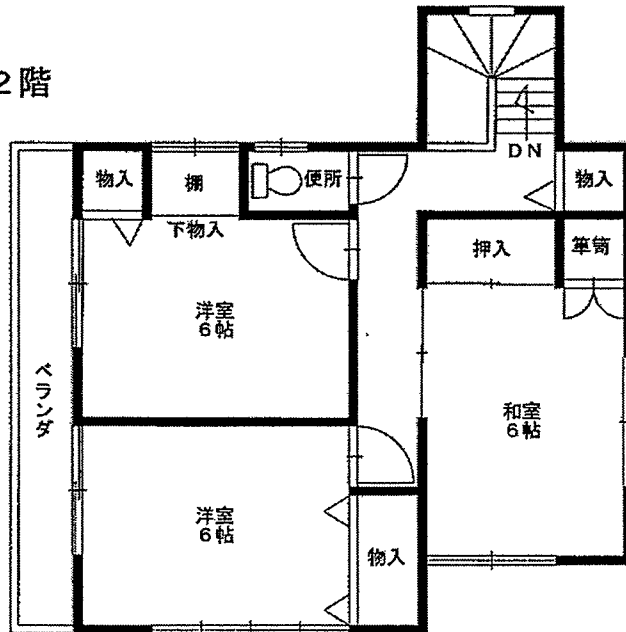
【 公 図 】



1階



2階



間取図